

坂出市立病院公衆無線ネットワーク利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、入院患者等(以下、「利用者」という。)の利用に供するため、坂出市立病院(以下、「病院」という。)が整備した公衆無線ネットワーク(以下、「無線ネットワーク」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用場所および利用時間)

第2条 利用場所および利用時間は別表のとおりとする。

(利用者が準備するもの)

第3条 無線ネットワークの利用を希望する者は、利用に当たり、次に掲げるものを準備しなければならない。なお、病院から機器等の貸し出しは一切行なわない。

- (1) スマートフォン、パーソナルコンピュータ等の接続端末
- (2) 無線ネットワークインターフェース
- (3) 閲覧ソフト

(無線ネットワークの利用)

第4条 利用者は、下記の条件のもと、無線ネットワークを利用してインターネットに接続することができる。

- (1) 利用は、本利用規約に同意した個人に対して認めるものとし、利用者は不正アクセス行為禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)その他関係法令等を遵守しなければならないこと。
- (2) 無線ネットワークを利用した者は、この規約に同意したものとみなすこと。
- (3) 無線ネットワークの利用料金は、無料とすること。
- (4) 病院は、設定等、技術的な質問についての問い合わせを一切受け付けないこと。
- (5) 無線ネットワークについて、常に安定した接続環境を保証するものではないこと。

(禁止事項)

第5条 利用者は、無線ネットワークの利用に際して、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 著作権その他権利を侵害する行為、またはその恐れがある行為
- (2) 財産またはプライバシーを侵害する行為、またはその恐れがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者もしくは病院に不利益または損害を与える行為、またはその恐れがある行為
- (4) 他人を誹謗中傷する行為

- (5) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れがある行為または公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (6) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはその恐れがある行為
- (7) 選挙運動またはこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教または政治に関する行為
- (9) 営利目的の行為
- (10) IDまたはパスワードを不正に使用する行為
- (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを無線やネットワークを通じて使用する行為または提供する行為
- (12) 特定または不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (13) 大音量での音楽・動画再生、大量データの送受信により通信回線に負担をかける等、他の利用者に対して迷惑になる行為
- (14) 共同利用場所における病院備え付けの電源コンセントの利用
- (15) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反する恐れがある行為または病院が不適切と判断される行為

(運用の中止)

第6条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、無線ネットワークの運用を中止することができる。

- (1) 無線ネットワークの保守作業または関連工事の実施するとき。
- (2) 無線ネットワークの回線、機器等の障害等やむを得ない事由が生じたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、無線ネットワークの運用上、病院が中止を必要と認めるとき。

(免責等)

第7条 病院は、無線ネットワークのサービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、無線ネットワークを通じて登録、提供または収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損または漏洩その他無線ネットワークに関連して発生した利用者の損害については、その責を一切負わない。

- 2 病院は、無線ネットワークのサービス内容および利用者が無線ネットワークを通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等については、いかなる保証も行なわない。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービス等の費用は、当該利用者が費用を負担しなければならない。
- 4 無線ネットワークへの接続に係る利用者の機器設定については、利用者が行なうものとする。この場合において、病院は、接続する機種、OS、ソフト等により無

線ネットワークを利用できないことがあっても、その責は一切負わない。

5 病院は、利用者が無線ネットワークを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責を一切負わない。

(運用の維持)

第8条 病院は、本サービスの使用状況を把握するために、下記の機器名等および利用状況等を病院に設置した無線ネットワークのサーバーにおいて管理する。ただし、その情報が他者へ情報漏洩等しても、病院はその責を一切負わないものとする。なお、取得した情報は、無線ネットワーク運用の改善のため使用することができる。

(1) 機器名称等

(2) LANアドレス (MACアドレス, IPアドレス) 等

(紛争および裁判管轄)

第9条 無線ネットワークの利用に関して、病院と利用者との間で紛争が生じた場合には、双方ともに誠意をもって協議するものとする。

2 前項の協議をしても解決しない場合は、高松地方裁判所丸亀支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(利用規約の変更)

第10条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの利用規約を変更できるものとする。なお、この利用規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、当該利用者は、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

(その他)

第11条 この利用規約に定めるもののほか必要な事項があれば、病院が別に定める。

付 則

この規約は、令和4年1月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

利用場所	利用時間
5階南病棟	午前7時から午後9時まで
5階北病棟	午前7時から午後9時まで
4階南病棟	午前7時から午後9時まで
4階北病棟	午前7時から午後9時まで
HCU	午前7時から午後9時まで
透析室	午前7時から午後5時まで